

## 【史料紹介】

### 三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留（十四）

日本史学専攻近世近現代史ゼミ

前々号に引き続き本史料を翻刻紹介する。なお今回は掲載史料が短いので、一つ書きごとに簡単な解説をす  
るのみに留めておく。

一つ目は、春調達金四百両の残り二百両を浅見与兵衛より調達し江戸へ送ったという。

二つ目は、一つ目の借入証文も送ったので宜しく取り計らっていただきたいという。またこの借入金返済は  
御林の材木等売り払った代金を引当に考えているが、証文は一通りのものになっているという。

三・四つ目は春の定期的な豊川普請が終わったので、勘定組へ提出するその経費の伺書を、見積書と一緒に  
送るので、これも宜しく取り計らっていただきたいという。

五つ目は陣屋役人である高橋忠右衛門の妻が女子を安産したので、産穢休暇届を賄方まで提出したと報告し  
ている。

六つ目は、三年前（天保十一年）幕府裁許状を含めた境争論の絵図面などを支配村々から差し出させ江戸へ  
送ったが、いまもって返却されていない。村にとっては大切な物なので心配しており、返却を申し出ている村  
もあるのでは、問い合わせるまでもないことではありますが、用が済んでいれば返却してくださるよう、問い合  
わせている。

七つ目は、三河の天候について、日照りとなっており、村からは溜池からの放流や雨乞いの申し出や、「うんか」<sup>(1)</sup>が多いので「虫送り」<sup>(2)</sup>「百万遍」<sup>(3)</sup>の届出もたびたびあって心配していたが、この間たびたび雨も降り無難にすんだという。しかし「うんか」は一旦雨で打ち落とされたものの、また余程に見受けられるというので、また「虫送り」の届出があったという。

八つ目は、陣屋役人である山本甚兵衛が江戸に戻るため、関所通行手形発行を願いたく、家の者の年齢・髮形などの調書を江戸に送るので宜しく取り計らっていただきたいという。

以上が、本史料の内容である。本史料は、大場泰斗・金子由佳・小島美香・佐藤桃花・陶山結光・瀬野尾堯希・安田悠将が史料翻刻と説明文執筆のための資料調査・草稿作成を行い、史料翻刻および説明文草稿のとりまとめとその最終執筆を神谷智が行った。

註

- (1) 稲を枯らす害虫の総称。
- (2) 農作物の害虫を追い出す祈祷行事。
- (3) 百万回念仏を唱え廻ることで、害虫が発生しないよう願う祈祷行事。

卯九番

以飛札致啓上候。先以

殿様益御機嫌能被成御座、恐悦御同意奉存候。當御領中・御陣屋向都而相替儀無御座候。

一、當春山本甚兵衛出府之砌、被 仰付候當春調達金四百兩之内、貳百兩者六月中差下し、残貳百兩淺見与兵

衛調達、相納候<sup>ニ</sup>付、則別紙差出證文之通、今便道中四日限差立申候。着之上御落手宜しく御取計御納可被下候。右差出證文本紙・写共致進達候。御落手可被下候。

一、右金御借入證文取調、本紙・写今便致進達候。御落手宜しく御取計可被下候。尤右金御返済方引當之儀ハ、御林御拂代金を以御返済之積<sup>ニ</sup>者兼而申談し置候義<sup>者</sup>御座候へ共、證文面之儀<sup>者</sup>一卜通<sup>ニ</sup>相認メ申候。御拂山之儀取極候上、委細之儀ハ又々可得貴意候。左様御承知可被下候。

一先達<sup>而</sup>大積書を以相伺候賀茂村大川通春定式普請之儀出来<sup>ニ</sup>付、御入用御勘定組伺書取調、本紙写共今便致進達候。御落手宜御取計、御調印之上、御年寄衆御證印御取被遣可被下候。

一右大積帳壺冊致進達候。御落手可被下候。

一高橋忠右衛門妻、先月十四日晝寅上刻、安産女子出生致し候。依之定例産穢引込御届<sup>并</sup>産穢明出勤御届書之儀ハ御賄中迄差出し候間、同人<sup>ハ</sup>委細御承知可被下候。

一去ル子年中

公邊御裁許御裏書等有之候裁許状其外地境論所繪圖面<sup>等</sup>之儀、當御領分村々<sup>ハ</sup>差出させ、右同年差立申候所、今以御用済<sup>ニ</sup>も無御座候哉、御返<sup>シ</sup>も相成不申候。右<sup>者</sup>村方<sup>ニ</sup>おゐてハ大切なる品<sup>ニ</sup>而、甚心配致し居候趣<sup>ニ</sup>而、御下ケ之儀相伺候村方も御座候間、此段御問合得貴意候。右<sup>者</sup>得貴意候迄も無御座候へ共、御用済御下ケ<sup>ニ</sup>も相成候ハ、早速御返却被下度奉存候。否哉貴答被仰聞可被下候。

一當春季候之儀、先便得貴意候後照方<sup>ニ</sup>相成、追々諸向水拂底<sup>ニ</sup>相成、田方も所々千方<sup>ニ</sup>およひ候趣<sup>ニ</sup>而、溜池分水<sup>并</sup>雨乞等追々申出、其上うんか多く一統心配致し候趣、虫送り<sup>并</sup>百万遍等之儀、度々届出候<sup>而</sup>心配致し候所、

先つ此間中度々能降<sup>有之</sup>、田畑共十分之濕<sup>有之、且ハ期も無難静逸ニ相濟</sup>一統相歛<sup>ニ</sup>申候。併うんか之儀者一旦ハ右雨<sup>ニ</sup>打落し候所、又々

餘程相見へ申候趣<sup>ニ</sup>、尚又虫送り等届出申候。何卒格別之儀無御座候様致し度奉存候。此段得貴意候。

一山本甚兵衛義追々支度も相整候間、来ル九月上旬<sup>ニ</sup>當地出立致し度心組之旨、就<sup>而</sup>御関所御手判之儀奉願度、

依之家内年齢髮形等取調書<sup>ニ</sup>差立呉候様申之、差出し候間、則今便差立申候。御落手宜敷御取計可被下候。

尤御年寄衆へハ別段不申上候間、宜敷被仰伸可被下候。

右之段為可貴意、如此御座候。以上。

八月三日 高橋<sup>卯</sup> 橋本

石川殿

入記

一浅見与兵衛今御借入金式百兩

差出證文本紙・写

一右同人御借入金式百兩證文

本紙・写

一賀茂大川通<sup>春</sup>定式御普請

出来御入用御勘伺書本紙・写

一右同断大積帳

壹通

壹冊

壹通

壹冊

壹通

壹冊

壹冊

一山本甚兵衛家内年齡

壹通

髮形等取調書

ノ